

—（仮称）参加と協働のまちづくり条例—骨子・構成（案）—

昇秀樹先生との懇談結果について

1. 日時 6月24日（火）午前10時45分から11時40分
 2. 場所 名城大学 可児キャンパス
 3. 内容

質 問 等	昇先生からの回答及び助言
① 大口町の憲法に位置づけているがどうか	① この条例は権力者への命令という点では、憲法に位置づけられる条例といえる。但し、自治基本条例のように全分野を網羅するものではないが、一分野の憲法もある。 この分野の最高法規という考え方でよい
② 条例の位置づけはどうか	② 全ての条例の最上位に位置するという規定でなくても、この条例の場合は、NPO活動促進条例や情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続条例など、関連条例との関係をこの条例で規定することで、この条例の位置を示すことになる。
③ 議会についてはどうか	③ 地方自治は二代表制を取っている。民意の現れ方も異なっている場合がある。 この条例は一方の代表である首長が委嘱した委員会等で作成しており、ここに議会や議員の責務を規定することは違法ではないが少し適当ではない。 但し、このような一般的なものであれば問題はない。自治基本条例に類する条例は、二本立てで作るのが本筋。（議会基本条例のようなもので）
④ 自治基本条例との違いはどうか	④ 全国の自治基本条例との違いを説明できるようにしておくといい。わりと面白い条例かもしれない。
⑤ 行政の定義はどうか	⑤ 行政はわかりにくい感じがする。 法律文ははっきりした言葉で表すもの。 町長及び執行機関のほうははっきりする。 （町の執行機関）
⑥ まちづくりの定義はどうか	⑥ まちづくりでは、都市計画サイド（土地利用のあり方等）を入れるかどうかを考慮しておくこと。
⑦ 前文はどうか	⑦ 前文は全国の自治基本条例等を参考に考える。 内容には条例作成の背景や経緯を書くといい。
⑧ 構成はどうか	⑧ 目的に関する規定については問題ない。手段に関する規定を二つの章にしたほうが、バランスがいい。他の規則との関係を章にするのはあまりよくない。